

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
特定多国籍企業グループに係る国別報告事項を提供します。		
提供対象の最終親会計年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
提 供 者 の 属 性	<input type="checkbox"/> 最終親会社等 <input type="checkbox"/> 代理親会社等 <input type="checkbox"/> その他	
(最終親会社等以外の場合)	(フリガナ)	
	名 称	
	本店若しくは主たる事務所の所在地又はその事業が管理され、かつ支配されている場所の所在地	(所在国:)
	法 人 番 号	
	代 表 者 氏 名	
特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日	令和 年 月 日	

税 理 士 署 名	
-----------	--

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の記載要領

- 1 この様式は、租税特別措置法第 66 条の 4 の 4（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループ（同条第 4 項第 3 号に規定する特定多国籍企業グループをいいます。）に係る国別報告事項（同条第 1 項に規定する国別報告事項をいいます。以下同じです。）を提供する場合に使用するものです。
- 2 この国別報告事項は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して、最終親会計年度（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 7 号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。）の終了の日の翌日から 1 年以内に、提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「納税地」欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次の所在地を記載してください。
 - イ 内国法人 その本店又は主たる事務所の所在地
 - ロ 恒久的施設を有する外国法人 恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地※ 国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。
 - (2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (3) 「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）。
 - (4) 提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。
 - (5) 「提供対象の最終親会計年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください。
 - (6) 「提供者の属性」欄には、国別報告事項の提供者が該当する□にレ印を付してください。

なお、租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 2 項の規定に基づき、最終親会社等（同条第 4 項第 5 号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。）及び代理親会社等（同条第 4 項第 6 号に規定する代理親会社等をいいます。）に該当しない内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が国別報告事項の提供を行う場合には「その他」の□にレ印を付してください。
 - (7) 「(提供者が最終親会社等以外の場合) 最終親会社等」の欄は、次により記載してください。
 - イ 国別報告事項の提供者が最終親会社等である場合、記載は不要です。
 - ロ 国別報告事項の提供者が最終親会社等でない場合には、外国に所在する最終親会社等の名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び所在国、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）並びに代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (8) 「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日」欄には、この様式により国別報告事項の提供を行う最終親会計年度に係る最終親会社等届出事項（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 5 項に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。）

の提供を行った日付を記載してください（提供した内容を修正した場合には、最後に提供を行った日付を記載してください）。

なお、当該最終親会社等届出事項が未提供である場合には、速やかに提供してください。

(9) 国別報告事項を提供しなければならないこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して国別報告事項を提供する場合は、「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供」及び「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」を提供してください。

(10) この様式には、租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 の 4 第 1 項（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する事項を記載した次の書類を添付してください。また、添付書類は同条第 4 項の規定に基づき英語により記載してください。

表 1 居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要

表 2 居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧

表 3 追加情報